

MASUKI INFO. DESK FIGHTING REPORT

闘争より
勝利

No. 169-2
【発行・編集】
MASUKI 情報デスク
増木直美
大阪府豊中市上新田2-6-25-113
TEL 090-3621-1509
FAX 06-6835-0974
http://mid.parfe.jp/
mid@jewel.ocn.ne.jp

靖国をそこまで貶めていいんかい 「正論」平成27年10月号 弁護士 徳永信一

貴

本稿は、徳永弁護士が正論に送稿した元原稿です。「正論」に掲載されました文章は多少修正されています。

編集担当

序章：「英霊を被告に」ついで委員会

平成20年の4月、大阪地裁と東京地裁に相次いで安倍首相を訴える訴訟が提起された。前年の12月に安倍首相が靖国神社を参拝したことで精神的苦痛を被ったというのだ。参拝の差止と慰謝料の支払いを求めている。首相の靖国参拝を問題とする訴訟の提起は、中曽根参拝訴訟、小泉参拝訴訟に次ぐ3度目のことだ。率直に言って、今回の裁判は過去のものに比べ、いかにも迫力にかける。その原因は、原告らの高齢化。そして平成18年の9月23日の最高裁判決である。同判決は「人が神社に参拝する行為自体は、他人の信仰生活等に対して圧迫、干渉を加えるような性質のものではないから、他人が特定の神社に参拝することによって、自己の心情ないし宗教上の

感情が害されたとし、不快の念を抱いたとしても、これを被侵害利益として、直ちに損害賠償を求めることはできない」とし、「このことは内閣総理大臣の地位にある者が靖国神社を参拝した場合においても異なることはない」と念を押して訴えを退けた。原告らの勝ち目は万に一つもない。それは法廷を利用してする政治的パフォーマンスだ。放っておけなかったのは、国民が崇敬する靖国神社を被告としたからだ。悪ふざけにも程がある。対抗策として小泉訴訟のときと同じく補助参加(民法742条)を申し立てることにした。

名乗りを上げたのは、大阪の人気番組、「たかじんのそこまで言うって委員会」の出演者の方々だった。津川雅彦さん、金美麗さん、竹田恒泰さんらに加わって頂いた。京都北山神社の中村重行宮司を団長に載せ、通称「英霊を被告にして委員会」が発足。9月に大阪、10月に東京の両裁判所に補助参加を申立てた。申立人はこれまで5次合計2010人。台湾人210人も含まれている。大阪訴訟を担当している佐藤哲治

裁判長は、原告らのあの手この手を相手にせず、上記最高裁判決を持ち出し、すみやかな訴訟の終結をはかった。原告らが申請した高橋哲哉教授や小林武教授といった専門家証人を却下し、7月31日に原告らの本人尋問を実施した。裁判は10月20日に結審し、翌年早々に判決が下される予定である。7月31日に実施された9人の本人尋問は、首相の靖国神社に反対してきた反日左派の現状とたそがれを、うかがい知る絶好の機会となった。以下、9人のうち5人の証言を紹介する。

2 友田良子：「私の平和的生存権」

今回の安倍首相の靖国参拝とがめる裁判の法律構成は、ほぼ小泉首相のときと同じだが、1点だけ異なっている。それは、「平和的生存権」なる

【総力特集】
安倍談話と
歴史復興への道

靖国裁判の困った面々が飽くなきまでに続けるトホホな主張と独善の数々

靖国をそこまで貶めて
いいんかい!

弁護士・とくなが・しんいち 徳永信一

170

「M情報」は連合艦隊です。その旗艦が「NPO 法人百人の会」。さしづめ「英霊を被告にして委員会」は無雷艇、「一条の会」は空母かな。《M情報活動報告》編集私信；政治や国際問題、市民活動に全く無縁だった一般の人たちに、「おばちゃん語」で政治を届ける

ものを持ち出しているところだ。彼らの主張は、靖國参拝は、日本を戦争ができる国にするための準備であり、現在参議院で審議中の安保基本法につながっているとするものだ。それゆえ安倍首相の参拝は、平和的生存権を侵害するものであり、精神的苦痛を被った自分たちは慰謝料を請求できるのだという。こんな幼稚な連想ゲームで英霊祭祀が妨げられ、国防政策を決められたのではたまらない。

彼らは、チャイナがフィリピンやベトナムをはじめとする東南アジア諸国の抗議を無視して南沙諸島を軍事要塞化しつつあることをどうみるのだろうか。国際法を無視して尖閣諸島を含む空域に防空識別圏を設定した振る舞いをどうみるのか。私には、平和を愛する諸国民の信義に頼るだけでは、チャイナの軍事的野心を抑止できると思えない。彼らは、平和を真剣に考えることから逃避し、思考停止の自慰に耽っているだけだ。だがしかし、ここは、彼らがなにをいっているのか、その証言を聞いてみよう。

平成的生存権について証言したのは、4番手の友田良子さん。彼女は、鹿児島で生まれた73歳。61年の湾岸戦争のとき、街頭でハンストして反戦平和の活動に身を投じた。日本政府が60億ドルの戦費を負担するのを知り、アメリカの「殺す側」に立ったことを許せないと感じ、知人と2人で鹿児島地裁に、「60億ドルの支出は違憲である」という裁判を起した。07年に下された判決は敗訴だったが、彼女は、その判決の一節を誇らしげに掲げる。それは「国民の側からいえば、憲法上、国民は国に対し、平和を維持するように要求することができる(これを、仮に、「平和的生存権」

と命名することもできよう。)があるというべきである。」という判示部分である。友田さんは、これを「私の平和的生存権」と呼び、その侵害があったら裁判所に訴えてこれを阻止しなければと思い続けていたという。…残念ながら、これは彼女の思い違いだ。もちろん、平和の維持を求める権利は国民が皆等しくもっている。大事なことは、そのために「何をすべきか」だ。それは安全保障政策そのものである。裁判官ではなく、民主的な政治過程を通じて選択すべきことなのである。彼女らが「戦争法」と呼ぶ安保基本法も、平和を維持し、国民の平和的生存権の要請に応えるものだということ、頭を冷やして見つめ直してもらいたい。

安倍首相が靖國神社に参拝したとき、彼女は、「私の平和的生存権」が侵害されたと感じた。曰く、「靖國神社の本質は、戦争で死んだ人を英霊として誉め称えて、あとに続く若者たちの模範として利用するところにある。そんな靖國神社に首相が参拝することは、戦争の準備行為そのものだ」。アメリカのアーントン国立墓地や韓国の国立ソウル顕忠院の前で同じことを言ってみたらいい。どう考えようが彼女の勝手だが、慰霊のことから離れ、帰納的論法を振り回すのであれば、むしろこういってべきだろう。「自衛隊の最高責任者である総理大臣が靖國神社に参拝せず、お国のために散華した英霊を放置するようであれば、かえって、チャイナに軽んじられ、その冒険的挑発を誘発することになる」と。そして、その意味において「首相の靖國参拝は、チャイナによる武力衝突を抑止するものであり、その軍事的脅威と対峙している日本と東南アジア諸国

の人々の平和的生存権を守るものである」と。彼女は、すでにチャイナによる侵略の側に立っている。彼女らの請求が認められ、首相の靖國参拝が差し止められたら、「日本と東南アジアの人々の平和的生存権」が侵害されることになるのだ。彼女の幼稚で独善的思考が、私たちの補助参加を正当なものにしていく。

ところで、友田さんは、なぜか、自らの最も重要な経歴を隠している。彼女は、マドンナブームで当選した社会党の女性市議だった。党の「非武装中立」に感動して市議になったと冊子「女ぶたりの平和訴訟」に書いている。07年1月、社会党は、その機関誌において「拉致疑惑事件は、日本政府に北朝鮮への食料支援をさせないことを狙いとして、最近になって考え出されたテツチあげ事件である」とした。北朝鮮の側に立ち、拉致被害者の生還を妨害したのだ。ちょうど、友田さんが「私の平和的生存権」の判示を得たときのことである。「殺す側」にも「殺される側」にも立ちたくないという彼女は、見事に「殺す側」に立っていた。公の場できれいごとをいうなら、都合な過去を隠すな。きちん総括してこい。

3 張嘉琪…台湾統治の光と影

小泉訴訟は、韓国人100人余と台湾人200人余の原告を擁し、靖國アジア訴訟と呼ばれた。今回も韓国人と台湾人が原告となっているものの、その人数は大幅に減った。日本での英霊祭祀の在り方を決めるのは日本人であるというスジ論が浸透してきたこともあり、韓国人や中国人がヒステリックに叫ん

でも日本の大衆は振り向かなくなったからだろう。

24名の台湾人原告を代表して張嘉琪さんが証言者となった。張さんは、外省人(戦後、大陸から渡ってきた中国人)の父とタイヤル族の母の長女として生まれた。母方の叔父3人は、高砂義勇隊として戦死し、靖國神社の英霊となった。

張さんは、「母の3人の叔父は南洋に強制徴用された高砂義勇隊の犠牲者です」と語りだした。「警察は4人兄弟の中で一人しか残してはならないと命じました。これは強制徴用といわざるを得ず、自らの意思による志願などではありません」という。これには驚いた。高砂義勇隊は、タイヤル族志願兵からなる部隊である。1000人の募集に対して40万人以上の志願があり、落ちた志願者は大地を叩いて悔しがったという。張さんの証言は、その母が祖母から聞いた話の受け売りであってなんの裏付けもない。こんないい加減なもので、父祖の名譽を汚されたのではタイヤル族も立つ瀬がなからう。

張さんは、タイヤル族には「ガーカー」という祖霊祭祀があり、遺体や魂を家族の近くに置いておく風習があるという。別に珍しくはない。日本にいる英霊の遺族も故郷のお墓、家の仏壇で故人を祀っている。彼女は、合祀によって略奪された叔父たちの魂を取り戻すべく靖國神社に向かい、合祀の取消を要求したが、断られたので神社の前で魂を取り戻す儀式を挙行し、タイヤル族の魂は無事台湾に戻ってきたという。…わけがわからん。魂を取り戻したのなら、それでいいではないか。そもそも、「ガーカー」をいう彼女の裁

判は、いったいなんなのだ。日本人を驚かすためのパフォーマンスなのか。

張さんは、反日ヘイトで有名な反天連（反天皇帝連絡協議会）が〇〇年の夏に開いた集会『平和の灯をーヤスク二の闇へ』で発言者として登壇している。靖国神社によって略奪された魂のことを、真夏の怪談よろしく訴えたのだ。彼女と一緒に登壇したのは台湾のお騒がせ議員高金素梅。彼女が日帝による原住民族ジェノサイドとして語ったのは霧社事件のことだった。

霧社事件は、日本統治下におけるタイヤル族の最後の叛乱である。これを取り上げた映画『セディック・バシ』はウエイ監督の傑作だ。日本兵に立ち向かうタイヤル族の気と誇り高い生きざまに感動する。次に監督が製作したのが『KANO』。昨年台湾で空前の人気を博した。この春、日本でも上映されたので観た人も多いはず。戦前、タイヤル族を擁する嘉義農林高校の野球部が台湾代表として甲子園に出場し、準優勝を果たしたという実話をもとにした映画だ。嘉農高ナインは日本でも台湾でも歓呼の声に迎えられた。見すごしてならないことは、嘉農高が甲子園で準優勝したのは、霧社事件の翌年だということである。「歴史には光と影がある」。ウエイ監督の言葉だ。

ところで本省人（戦前からの台湾人）として初めて総統となった李登輝氏は、台湾に民主主義をもたらした指導者として、多くの台湾人の尊敬を集めている。氏の兄は靖国神社に合祀されている。平成 16 年、靖国神社を参拝した氏は、「20 年ぶりに兄に会えて、涙が出ます。温かい気持ちになりました」と語った。今年 2 月、氏は、日本の雑

誌のインタビュで「国のために命を捧げた英霊に国の指導者がお参りをするのは当然のことで、外国から口出しされるいわれはない」と語っている。台湾出身兵の英霊は 2 万 8000 柱。多くの台湾人もまた氏と同じ心情であろう。

尋問の最後、210 名の台湾人が靖国神社の側にたつて補助参加を申し出ていることについて尋ねられた張さんは、「外の人のことはわかりません」と逃げるしかなかった。

4 郡島恒明：亀川判事の「振れ判決」

ところで敗訴が確定であるにもかかわらず、性懲りもなく裁判を起こした彼らの魂胆は、本当にパフォーマンスだったのか。その答は、七人目に立った郡島恒明さんの証言にあった。

彼は昭和 4 年生まれの 88 歳。戦後、西日本新聞の記者となり、新聞労連中央執行委員、福岡マスコミ共闘議長を歴任し、退社後、浄土真宗大谷派の住職となった。〇一 年 8 月、小泉首相が靖国神社に参拝した後、大阪、東京、千葉、松山、福岡、那覇の裁判所に、参拝の差止めと損害賠償を求める訴訟が次々に提起された。郡島さんは、福岡訴訟の原告団長だった。

小泉参拝の福岡訴訟も敗訴判決だった。ところが、彼は、これをあたかも勝訴であったかのように強弁する。「裁判所は、損害賠償は認めなかったものの、首相の公式参拝は政教分離規定に反するもので、違憲であるとの判断を明確に示しました」と。裁判長の名をとって亀川判決と呼ばれるこの判決は、主文で請求を退けながら、理由中の傍

論で公式参拝を憲法違反だと断じていた。主文と理由が齟齬するこの種の判決は「振れ判決」と呼ばれている。原告らは、敗訴判決を控訴しなかった。そうしたことだ。彼らの訴訟目的は、傍論での違憲判断を引き出すことにあるのだ。これは政治目的による訴権の濫用である。

亀川判決の 3 日後の毎日新聞に岩見隆男論説委員の『粗雑すぎる靖国・違憲判決』が掲載された。それは、「判決を読んで異様な感じに襲われたのは、首相参拝が〈宗教的活動〉かどうかの核心部分で、裁判官が示した判断の粗雑さと政治的文言の数々である」としていた。判決末尾の〈違憲性の判断を回避すれば、今後同様の行為（首相参拝）が繰り返される可能性が高いというべきで、参拝の違憲性を判断することが自らの責務と考えた〉がそれだ。そして「戦争を引きずる深刻な難題に、戦後生まれの一裁判官が負って軽々しい憲法判断を下す。手をたたくのは、靖国問題を外交カードに使う中国と韓国だ。司法の本領は冷静さではなかったか」とした。

全くそのとおりだ。法律家として付け加えると、傍論での判断は、拘束力はなく、判例とはならない。傍論による違憲判断は、憲法判断の準則であるブランドイスルールが禁じている。今回の訴訟が提訴されて 6 カ月後の平成 27 年 1 月 6 日。選挙無効の訴えを退けた最高裁決定において千葉勝美最高裁判事は補足意見を付した。振れ判決による憲法判断は、ブランドイスの第 4 準則に違反していることを指摘し、「上訴審による審査を受ける余地のない形で下級審において憲法

判断がなされるという点でも、違憲立法審査権の行使の在り方としてその当否が問題となる」としたのだ。亀川裁判官の違憲判断は、それ自身が憲法に違反するものだった。傍論による違憲判断を狙った原告らのもくろみは、出鼻をくじかれ頓挫した。

かつて中曽根訴訟や小泉訴訟を九州で率いた郡島さんの後継者はいない。老兵の姿は、一時代を築いた反戦運動のたそがれを漂わせていた。

5 金信明：ヴァーチャルな差別

金信明こと松澤信明さんは 1 才。東京都の高校教師だった。

その証言は、16 才のとき兄から父が朝鮮人だと聞かされ、「大地の底が抜けるようなショック」を受けたことに始まり、定時制高校の教師時代の同僚に感化され、朝鮮人として生き直すことを決め、教師としてあらゆる差別と戦っていく物語だ。しかし、聞いていて疲れたのは、とうとうと語られる差別が、どれも現実のものではなく、ヴァーチャルなものだったからだ。心の中の差別に直面し、それが日本社会の責任だという真実に気づいていくという物語なのだ。心の闇を社会に還元する彼のヴァーチャルな差別はほとんど膨らんでいく。

彼は、靖国神社を朝鮮統治における差別的支配の象徴と捉え、首相参拝を「朝鮮人として」絶対許せないという。日の丸・君が代に反対する理由も同じだ。11 年に出版した一連の最高裁判決は、国旗国歌の儀礼において起立・斉唱を命じる職務命令を合憲とし、思想良心の自由を侵害するという彼らの主張を退けた。しかし、彼が改心することはないようだ。

彼の信条に従えば、日本人が朝鮮人と対等に向き合えるのは、靖國神社も日の丸・君が代も天皇制もない涅槃の境地しかない。日本人であることを捨てるといふことだ。

彼は、安倍内閣になって日本の右傾化が酷くなったという。確かに、ネットから溢れだした嫌韓気分が今の日本を被っているが、それはなぜだろうか。李明博前大統領による竹島上陸と陛下への暴言、朴槿恵大統領の告げ口外交と千年被害者発言。軍艦島の世界遺産登録においてみせた筋違いの歴史批判。韓国における日本ヘイトと不当なバッシングが、嫌韓気分を招いたのだ。さらに、昨年、日本軍が 20 万人もの朝鮮人女性を強制連行して慰安婦にしたとのデマを流した朝日新聞が謝罪に追い込まれた。彼は、これも右傾化による歴史の歪曲だと批判するのだ。

尋問の最後、彼は、福島原発事故によって葛飾区は、とても人が住めない町になったと述べた。そうした根拠のない言説がそこに住む人々を差別し、福島復興の妨害になっていることへの配慮が欲しかった。まあ、ヴァーチャルな彼になにを言っても無駄だろうが。

6 知花昌一：中核派と大谷派

最後に登場した知花昌一さんは、昭和 24 年生まれのおののま。沖繩の読谷村に生まれ、同村議会議員となった反戦地主。知花さんといえば、87 年に沖繩国体におけるソフトボールの開会式で日の丸を引きずり降ろした「日の丸焼き捨て事件」である。68 年に執行猶予付の有罪判決を受けている。この日の証言では判決に「読谷村で生まれ育った

被告人が、同村における沖繩戦の歴史、とりわけチビリガマの集団自決の調査党をとおして日の丸旗に対して否定的な感情を有するに至ったこと自体は理解し得ないわけではない」とあったことを強調していたが、厳しく糾弾された箇所には触れなかった。那覇地裁の判決は「読谷村実行委員会内で話し合い、日の丸旗の掲揚が決定されたものであるにもかかわらず、それが自己の信条にそぐわないからということと実力をもって日の丸旗を焼き捨てるため本件犯行に及んだものであって、民主主義社会においては決して容認しがたい逸脱した行為といわざるを得ない」とした。

自己の信条にそぐわないことと折り返う民主主義は、彼の性に合わないようだ。07 年の週刊『前進』には、「日本の状況は教基法改悪、共謀罪、防衛『省』昇格、核保有、9 条改憲と、まさに権力の側から激変の攻撃を仕掛けられてきている。……何とかして日本政府をぶっ潰したいものだ。」との文章が掲載されている。これは彼の文章だ。

『前進』は国内最大のテロ組織とされる中核派の機関誌である。「日本政府をぶっ潰したい」はしゃれにならない。彼は、有事法制に反対する「とめよう戦争への道！百万人署名運動」の呼びかけ人でもあった(01 年)。この署名運動は、中核派がヘゲモニーをとっていると警視庁が指摘していたものだ。

知花さんの法廷証言は、さながら「とめよう戦争への道！」のデジヤブだ。靖國参拝によって日本を「戦争がでける国」にする「戦争法」は絶対反対！だ。傍聴席から拍手が起った。まるでアジ演説だ。あの頃から変化したの

は、チャイナの軍事的台頭と尖閣で高まる緊張だが、こちらは全く無視。いずれにしても政治過程で議論すべきこと。法廷で裁判官に向かって訴える性質のものではない。

知花さんは、袈裟をまとった僧侶の姿で法廷に立っていた。6 年前に浄土真宗大谷派の僧侶になったとのことだ。証言者となった群島恒明さん、西山誠一さん、そして原告団長の菱木政晴さんも大谷派の僧侶である。原告たちのバックグラウンドとしては、松澤さん、松岡勲さん、増田俊道さんといった教員の経歴を持つ者を上回る。大谷派は日教組と並び反日左翼の牙城なのだ。昭和 40 年代の「お東さん騒動」の果て、改革派と呼ばれた左派の活動家が教団を乗っ取り、今や僧籍に必要な研修にも「反差別、反靖國」が必須科目とされている。こうした政治化は専修念仏を説いた親鸞上人の信仰にそうものなのかと心から疑問に思う。

7 終章：東京靖國訴訟の行方

冒頭で紹介したように大阪訴訟は目途がついた。問題は、東京訴訟である。谷口園恵裁判長は、調査官出身のエリート裁判官。テキパキした口調的確に審理を進めていく。原告らが執拗に求める意見陳述も、初回以外は認めない方針：だったのだが、いつしか老練な弁護団のペースにはまっていた。7 月 11 日の法廷では、準備書面の要旨を原告本人に述べさせたいという策謀に乗せられてしまった。原告の陳述は、準備書面とは全く異なるものだった。裁判長は途中で「準備書面の要約といふことだったのでは」と介入したが、

原告らの代理人から「これからです」といわれて、黙ってしまった。結局、意見陳述が強行されてしまった。嘩然としているうちに、2 人目の原告が立ちあがり、中国語で陳述書を読み上げた。

通訳が日本語に翻訳する。裁判長は愕然として「通訳が来られることは聞いていませんでした」。許可の有無などおかないのやっつたもん勝ちである。裁判長は半ば呆れながら、「今回は、原告から全体の立証計画を出してもらうはずでしたが、どうなっていますか」と仕切り直した。弁護士が立ち、「原告の主張はあと 6 期日必要です。1 期日目は靖國神社とは何かについての書面を出します次に、政教分離の書面を出し、その次は、被侵害利益について論じ、その次は：。」と落ち着きはらっていった。裁判長は「6 回は無理です。もう 1 年が立ちました。次回までにできる限りの主張を出して下さい」というとすかさず、別の弁護士が「主張を尽くすのにあと 6 回必要です」と粘る。これでは審理計画どころではない。しばらく押し問答が続いたが、ついに裁判長が切れた。「これで閉廷します」と言い捨て、3 人の裁判官は退出してしまった。裁判長は弁護団から舐められていた。東京訴訟はこんな具合で終結の目途がたたない。次回は 10 月 8 日。1 回でも長く引き延ばすのが原告らの戦略であれば、協力を求めるのが間違いないのだ。これからのことが心配である。国民の重大な関心事が審理されている裁判である。裁判長はどうか裁くのか。訴訟の行方から、目が離せない。

以上